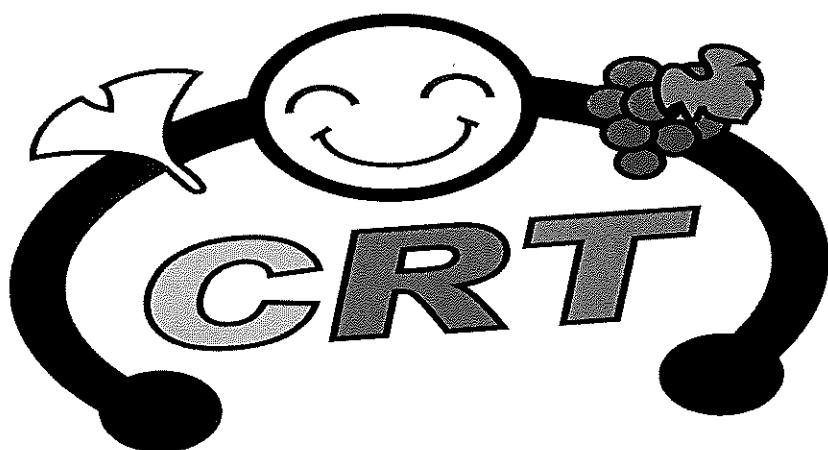


平成26年度版

# 資源集団回収の手引き



久喜宮代衛生組合シンボルマーク

【CRT とは Clean Recycle Town(クリーン・リサイクル・タウン)の略】

久喜宮代衛生組合は平成 9 年度に厚生省から  
「クリーン・リサイクル・タウン」に選定されました

## 久喜宮代衛生組合

住所: 〒345-0836 宮代町大字和戸1276-1

電話: (34) 2042 FAX: (32) 5361

メールアドレス: mail@crt-kuki.miyashiro.saitama.jp

## はじめに

現在、私たちは日々の生活の中で、さまざまな種類の廃棄物（ごみ・資源）を排出しています。廃棄物の中には、紙や布、ペットボトルのように正しく分別を行うことで、資源として再利用できるものがあります。この資源の再利用は、ごみを減らすだけでなく、資源の有効活用にもつながるものです。

久喜宮代衛生組合では、地域の皆様が資源の再利用やごみの減量といったリサイクル活動に積極的に取り組めるよう平成2年から「資源集団回収事業報償金制度」を実施しています。

この手引きは、資源集団回収を新たに始めようとする皆様や、実施している団体の皆様に参考にしていただるために、制度の概要や実施方法についてまとめたものです。活動の一助としていただければ幸いです。

## 目 次

<u>1. 資源集団回収とは</u>	.....1
<u>2. 資源集団回収をはじめよう</u>	.....2
<u>3. 資源集団回収事業報償金制度とは</u>	.....4
<u>4. 登録回収業者について</u>	.....8

<資料>久喜宮代衛生組合資源集団回収事業報償金交付要綱

# 1 資源集団回収とは

## 資源集団回収とは？

資源集団回収とは、自治会、町内会、PTA、子供会、老人クラブ等、地域住民で構成する営利を目的としない団体が、自主活動として、各家庭からである紙類や古衣料といった資源物を、回収日を決めて一定の場所に集め、衛生組合に登録している回収業者に引き渡すことをいいます。

## 資源集団回収には、どんな効果があるの？

資源集団回収には、以下のような効果が期待できます。

### ①資源の再利用

- ◆ 地球環境の保護
- ◆ 資源・エネルギーの節約

### ②ごみの減量

- ◆ ごみ処理経費の節減
- ◆ 最終処分場の延命化

### ③コミュニティの推進

- ◆ 市民相互の親睦
- ◆ 報償金の有効活用
- ◆ 物を大切にする意識の育成



## 2 資源集団回収をはじめよう

まずみんなで話し合いましょう！

### 制度の理解

↓  
制度を理解したうえで、資源集団回収の実施方法や報償金の使い道について、十分に話し合いましょう。

### 役割分担

↓  
回収がスムーズに行えるよう、役割分担を行いましょう。特定の人にはかたよらないようにするのが、長続きのコツです。

### 回収品目の選定

↓  
回収する品目を選定しましょう。なお、報償金の対象となるのは、資源物の「紙類」・「古衣料」のみです。それ以外の資源物（びん・缶・ペットボトル）は回収しても報償金は交付されません。

### 回収日の設定

↓  
回収日を設定しましょう。「毎月〇曜日」とか、「第〇日曜日」というように、回収日を決めて定期的に実施すると効果的です。  
※組合の資源物回収日以外を設定してください。

### 集積場所の設定

↓  
集積場所を設定しましょう。集積場所は、通行を妨げない所を選びましょう。また、雨天時の対応（中止・実施）も考えておきましょう。

## 回収業者とも話しません！

### 回収業者の選定



回収業者を7ページの登録回収業者の中から選びましょう。  
※回収業者を利用しないで資源集団回収を行うこともできますが、回収した資源物を衛生組合では引き取りませんので、直接製紙業者や卸問屋へ搬入してください。

### 回収業者との協議



回収品目・回収日・回収場所・回収の方法・売却金の支払い方法を回収業者から確認しましょう。

## 参加者にお知らせしません！

### 周知



実施が決まったら、掲示板や回覧板などを活用し、周知しましょう。また、回収業者への連絡も忘れずに行いましょう。

### 回収の実施

回収品目以外のものに出さないようにしましょう。回収後は、集積場所をきれいに清掃しましょう。



### 3 資源集団回収事業報償金制度とは

資源集団回収報償金制度とは、住民の日常生活から排出される廃棄物の中から、紙類や古衣料といった再利用できる資源を自主的に回収する団体に対して、報償金を交付する制度です。

#### 目的

久喜宮代衛生組合では、当該制度を、資源再利用の推進、ごみの減量及び生活環境の保全のために実施しています。なお、制度の活用にあたっては、事前に団体登録が必要です。

#### 対象団体

久喜市及び宮代町内の地域住民で組織している自治会、町内会、PTA、婦人会、子供会、老人クラブ等で、営利を目的としない団体が対象となります。

#### 登録要件

登録を受ける団体は、次の要件を備えている必要があります。

- ①資源集団回収を定期的に実施すること
- ②資源集団回収を主体的に実施すること
- ③団体を構成する世帯が10世帯以上であること。

#### 登録期間

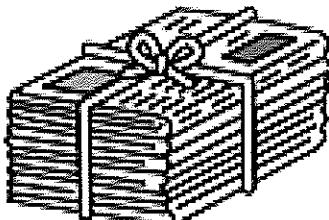
登録期間は、原則6月1日から翌々年5月31日までの2年間です。

なお、途中に登録を行うこともできますが、5月31日までの期間となります。

#### 対象品目

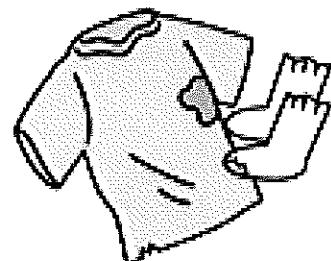
##### ◆紙類

- ①新聞紙
- ②雑誌、ざつがみ
- ③段ボール
- ④飲料用紙パック



##### ◆古衣料

※紙類・古衣料とも各家庭から回収したものに限ります。



## 報償金額

紙類・古衣料とも、報償金額は、1kgあたり7円です。

$$\text{報償金額} = \text{回収量(kg)} \times 7\text{円}$$

## 回収方法

資源物の回収については、次の方法があります。どの方法で行うかは、回収業者と話し合ってください。

◆**拠点回収**…団体で指定した集積場所に、地域住民が直接資源物を持ち込む方法です。

◆**各戸回収**…対象となる地域の各戸から団体又は業者が資源物を回収する方法です。

- ①登録団体による各戸回収
- ②登録業者による各戸回収

※②の場合、各戸回収で使用する回収車は以下の要件を満たす必要があります。

- ア. 資源集団回収である旨の表示を車体の前後部又は左右部の2方向以上に表示すること。
- イ.チラシや回覧で各戸回収実施の周知及び実施団体名、業者名の周知を行うこと。
- ウ.各戸回収の開始時と終了時に立ち会うこと。

## 各種手続き

### ◆団体の登録

資源集団回収事業報償金制度を活用するには、団体登録が必要です。

#### ①登録時期

登録期間開始年度の5月31日までに行ってください。なお、新規の場合には隨時、申請ができます。

※現在登録されている団体の登録期間は、

平成25年6月1日から平成27年5月31日までです。

#### ②提出物

ア.資源集団回収団体登録申請書(様式第1号)

イ.資源集団回収実施計画書(様式第2号)

ウ.前年度収支決算報告書又は会計報告書

※「ウ.前年度収支決算報告書又は会計報告書」については、継続して登録する団体のみ提出していただきます。

### ③団体登録の通知

書類審査ののち、登録団体には「団体登録通知」を送付します。資源集団回収はこちらが届いてから実施してください。

#### 【登録の抹消】

登録団体が、次に該当する場合は、登録を抹消します。

##### ①回収量の虚偽申告、不正行為を行った場合

※登録を抹消された団体は、登録抹消の日から2年間、団体登録の申請をすることができません。

## ◆登録内容の変更・廃止

登録期間中に、登録した内容に変更があった場合や資源集団回収を行わなくなった場合にはこれらの手続きが必要です。

<登録内容に変更があったとき>

##### ①申請時期

随时

##### ②提出物

資源集団回収団体登録変更届(様式第3号)

<登録を廃止するときや登録要件が満たせなくなったとき>

##### ①申請時期

随时

##### ②提出物

資源集団回収団体登録廃止届(様式第4号)

## ◆報償金の交付申請

資源集団回収事業報償金を受け取るには、交付申請が必要です。

##### ①申請期間

第1期 6月20日から30日まで(6月までの実施分)

第2期 9月20日から30日まで(9月までの実施分)

第3期 1月20日から31日まで(1月までの実施分)

第4期 3月20日から31日まで(3月までの実施分)

※交付申請書を3月31日以降に提出した場合、報償金は交付できませんので、ご注意ください。

##### ②提出物

ア.資源集団回収事業報償金交付申請書(様式第9号)

イ.資源集団回収実施明細書(様式第10号)

ウ.回収量が確認できる書類(業者が発行する計量証明書等)

##### ③交付決定の通知

書類審査ののち、交付団体には「資源集団回収事業報償金交付決定通知書(様式第11号)」を送付します。

※不交付となった場合には、「資源集団回収事業報償金不交付決定通知書(様式第12号)」を送付します。

#### ④口座の確認

交付決定通知書が届きましたら、指定の口座をご確認ください。  
報償金については、申請月の翌月末にお支払いします。

#### 【報償金の取り消し】

登録団体が、次のいずれかに該当する場合は、報償金の交付決定を取り消し、交付した報償金を返還していただくことがあります。

①久喜宮代衛生組合資源集団回収事業報償金要綱の規定に違反した場合

②不正な手段により、交付決定を受けたとき。

### その他

資源集団回収の実施にあたり、以下の点についてもご理解・ご協力ください。

#### ◆回収量の把握

資源集団回収により回収した資源物の回収量を確認させていただくことがありますので、回収量を把握しておいてください。

また、管理者が必要と認める場合、職員に資源集団回収の実施場所への立ち入り、計量、指導を行うことがあります。

#### ◆資源物の処分

回収業者が引き取らなかった資源については、団体の責任のもと、処分していただくことになります。衛生組合で収集することはできません。

#### ◆資源集団回収の実施日

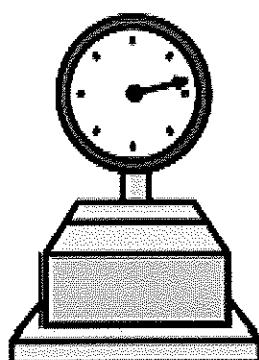
衛生組合で資源物を回収する日に、資源集団回収を実施しないでください。衛生組合が誤って回収するなど、トラブルの原因となります。

#### ◆資源物の持ち去り

不心得ものによる資源物の持ち去りが横行しています。持ち去られないよう、見張り番を置くなどの工夫をしましょう。

#### ◆傷害保険

傷害保険については、各団体にお願いしておりますので、それぞれの団体で対応してください。



## 4 登録回収業者について

衛生組合に資源回収業者として登録している業者の一覧です。  
参考にしてください。

登録期間：平成25年6月1日～平成27年5月31日

事業者名 (代表者又は営業所名)	所在地	電話番号	対象品目
坂本商店 (代表 坂本保夫)	久喜市上町 16-45	0480-21-0954	紙類
栗原紙材(株) (久喜事業所)	久喜市下早見 1885-1	0480-23-0376	紙類・古衣料
押田商店 (代表 押田和夫)	宮代町中島 603	0480-33-0430 090-3472-8292	紙類
エイ・エル・クリーン (代表 村田良一)	宮代町東 403-1	0480-34-6298	紙類
(株)ブシュー (菖蒲営業所)	久喜市菖蒲町下栢間 2846-2	0480-85-3211	紙類・古衣料
タイガー紙材 (代表 石河 博)	久喜市栗橋東 2-16-29	0480-52-5913	紙類
(有)飯島倉庫	久喜市中妻 1145	0480-59-3636	紙類・古衣料
タイヨー商事 (代表 安永洋一)	春日部市内牧 1804-1	048-752-4922 090-2318-0984	紙類・古衣料
赤白資源(代表 新井十三夫)	加須市常泉 40-16	0480-66-2631	紙類・古衣料
(株)イズミ	行田市埼玉 4173-2	050-3537-8725	紙類・古衣料
(株)熊谷紙業	熊谷市上新田 304	048-536-4128	紙類・古衣料
石原紙業(株)	熊谷市佐谷田 3801-1	048-523-8963	紙類・古衣料
白鳥商店 (代表 白鳥安蔵)	越谷市大沢 4-12-4	048-962-5891	紙類・古衣料
(株)今井 (越谷営業所)	越谷市増林 3673-1	048-964-1634	紙類
サン商事(株)	さいたま市緑区大字高畠 字狹土手下 513	048-878-2412	紙類・古衣料
(株)遠山紙業	さいたま市緑区大門 1947-1	048-812-2030	紙類 (新聞のみ)
(株)セントラル・アメニティ (北事業所)	幸手市北 2-18-1	0480-44-3116	紙類(飲料用 紙パックは除く)
東部リサイクル (代表 永井達也)	幸手市東 3-27-4	0480-44-1682 090-5790-8651	紙類・古衣料
北海紙管株式会社 (幸手営業所)	幸手市平須賀 2-489	0480-47-3181	紙類・古衣料
(株)ティー・アール・シー (白岡事業所)	白岡町上野田 690-1	0480-90-4556	紙類・古衣料
富沢商店 (代表 富沢清志)	杉戸町杉戸 484-2	0480-32-1549	紙類
(株)ハイグレード	さいたま市岩槻区上野 5-1-11	048-795-1883	紙類・古衣料

## 資料編

### ○久喜宮代衛生組合資源集団回収事業報償金交付要綱

平成 23 年 3 月 17 日  
告示第 11 号

#### (目的)

第 1 条 この要綱は、住民の日常生活から排出される廃棄物の中で、再利用できる資源(以下「資源物」という。)を地域住民が集団で自主的に回収する団体(以下「団体」という。)に対し、資源集団回収事業報償金(以下「報償金」という。)を交付することにより、資源再利用の推進、ごみの減量及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

#### (団体の要件)

第 2 条 報償金交付の対象となる団体は、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 自治会、町内会、PTA、婦人会、子供会、老人クラブ等、その他地域住民で構成する営利を目的としない団体
  - (2) その他管理者が必要と認める公共的団体
- 2 前項各号に掲げる団体は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならぬ。
- (1) 資源物の集団回収を久喜市内又は宮代町内で定期的に実施する団体であること。
  - (2) 資源物の回収を主体的に実施している団体であること。
  - (3) 前項第 1 号の団体は、団体を構成する世帯が原則として 10 世帯以上であること。

#### (団体の登録)

第 3 条 報償金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ資源集団回収団体登録申請書(様式第 1 号)に、資源集団回収実施計画書(様式第 2 号)及び前年度収支決算報告書又は会計報告書を添えて管理者に提出し、登録を受けなくてはならない。なお、登録期間の終了に際し、以降も継続して登録しようとする場合も同様とする。

- 2 管理者は、前項の規定による申請があった場合において適当であると認めたときは、団体として登録する。(以下「登録団体」という。)
- 3 団体の登録の申請は、登録期間開始年度の 5 月 31 日までに行うものとする。ただし、新規に登録を行う場合に限り、随時申請できるものとする。
- 4 登録期間は原則として 6 月 1 日から翌々年 5 月 31 日までの 2 年間とする。なお、登録期間途中に登録を行った団体の登録期間は、当該登録期間終了日までとする。

#### (登録団体の変更及び廃止)

第 4 条 登録団体は、登録事項に変更が生じたときは、資源集団回収団体登録変更届(様式第 3 号)を、資源集団回収を実施しないこととなったとき、又は第 2 条に掲げる要件を満たさないこととなったときは、資源集団回収団体登録廃止届(様式第 4 号)を速やかに管理者に提出するものとする。

#### (回収業者の要件)

第 5 条 登録団体から資源物の引渡しを受ける回収業者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 住所を有する市町村において市町村税の滞納がないこと。
- (2) 第9条第1項各号に定められた回収対象品目を買取り、又は無償で引き取ることができること。
- (3) この要綱に定められた事務を適正に処理することができるここと。
- (4) 第8条第3項及び第4項の規定により登録申請のできないものにあっては、その登録抹消の日から所定の期間を経過していること。

(回収業者の登録)

第6条 回収業者は、あらかじめ資源集団回収業者登録申請書(様式第5号)を管理者に提出し、登録を受けなくてはならない。なお、登録期間の終了に際し、以降も継続して登録しようとする場合も同様とする。

- 2 管理者は、前項の規定による申請があった場合において適当であると認めたときは、回収業者として登録する。(以下「登録業者」という。)
- 3 回収業者の登録の申請は、登録期間開始年度の5月31日までに行うものとする。ただし、新規に登録する場合に限り、随時申請できるものとする。
- 4 登録期間は原則として6月1日から翌々年5月31日までの2年間とする。なお、登録期間途中に登録を行った回収業者の登録期間は、当該登録期間終了日までとする。
- 5 第1項の登録申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、衛生組合における他の申請等において既に提出済みの場合省略することができる。

- (1) 申請者の市町村税に未納がないことを証する書類
- (2) 申請者が法人の場合にあっては、定款の写し
- (3) 運搬車の自動車検査証の写し

(登録業者の変更及び廃止)

第7条 登録業者は、登録事項に変更が生じたときは資源集団回収業者登録変更届(様式第6号)を、資源集団回収業を廃止するときは資源集団回収業者登録廃止届(様式第7号)を速やかに管理者に提出するものとする。

(登録業者の登録抹消等)

第8条 管理者は、登録業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を抹消する。

- (1) 第5条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
  - (2) 虚偽の申請その他不正行為を行ったとき。
  - (3) その他登録業者としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 管理者は、前項の規定により登録を抹消するものとして決定した場合には、資源集団回収業者登録抹消通知書(様式第8号)により通知するものとする。
  - 3 前条の規定により資源集団回収業を廃止したもの及び第1項第1号の規定により抹消されたものは、廃止又は登録抹消の日から1年間、回収業者の登録を申請することができない。
  - 4 第1項第2号及び第3号の規定により抹消されたものは、抹消の日から5年間、回収業者の登録を申請することができない。

(回収対象品目及び報償金の単価)

第9条 資源物として回収の対象とする品目(以下「回収対象品目」という。)及び報償金の単価は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 紙類 1キログラムにつき 7円
- (2) 古衣料 1キログラムにつき 7円

2 前項の回収対象品目は、原則として久喜市及び宮代町の一般家庭から排出されたものに限る。

(登録団体の責務)

第 10 条 登録団体は、資源物の回収の都度回収量等を把握し、管理者から要求があった場合はその旨を報告しなければならない。

2 登録団体は、登録業者が引取らなかった資源物等は、登録団体の責任においてこれを処分しなければならない。

(回収方法)

第 11 条 登録団体は、次の各号に定める方法又はその併用により、回収を呼びかけている地域(以下「回収地域」という。)において資源集団回収を実施するものとする。

(1) 拠点回収 登録団体が指定した集積場所に、回収地域の住民が直接資源物を持ち込み、登録団体がその資源物を回収対象品目ごとに整理し、回収する方法

(2) 登録団体による各戸回収 登録団体が回収地域の各戸から資源物を回収し、回収対象品目ごとに整理する方法

(3) 登録業者による各戸回収 次のアからウを要件として、登録業者が回収地域から各戸回収する方法

ア 登録団体による資源集団回収である旨の表示を回収車両の車体の前後部又は左右部の 2 方向以上に表示すること。

イ チラシ又は回覧で各戸回収の実施、団体名及び担当業者名を回収地域に周知すること。

ウ 登録団体は、各戸回収開始時と回収終了時に立ち会い、実施内容を確認すること。

(4) その他管理者が認める方法

2 資源集団回収は、衛生組合の資源物回収日には行わないものとする。

(報償金の交付対象外)

第 12 条 管理者は、次の各号に該当する場合は、当該申請に係る報償金を交付しないものとする。

(1) 久喜市及び宮代町以外又は事業所から排出された資源物を回収した場合

(2) 衛生組合の資源物回収日に資源集団回収を実施した場合

(3) 前条第 1 項第 3 号の方法以外の方法で登録業者による各戸回収を行った場合

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に該当しない回収量が明らかである場合は、その分についての報償金を交付することができる。

(報償金の交付申請等)

第 13 条 報償金の交付を受けようとする団体は、資源集団回収事業報償金交付申請書(様式第 9 号)及び資源集団回収実施明細書(様式第 10 号)に登録業者等が発行する計量証明書等、回収量を確認できる書類を添えて、次の期間に管理者に提出するものとする。

第 1 期 6 月 20 日から同月 30 日まで

第2期 9月20日から同月30日まで

第3期 翌年1月20日から同月31日まで

第4期 3月20日から同月31日まで

(報償金の交付決定)

第14条 管理者は、前条に規定する申請書を受理したときは、報償金の交付の可否及びその額を決定し、速やかに資源集団回収事業報償金交付決定通知書(様式第11号)又は資源集団回収事業報償金不交付決定通知書(様式第12号)により、申請者に通知するものとする。

(報償金の取消し等)

第15条 管理者は、団体が次の各号のいずれかに該当するときは、報償金の交付決定を取り消し、又は既に交付した報償金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けようとして、又は受けたとき。
- 2 管理者は、回収量の虚偽申告等、不正行為を行った登録団体があったときは、登録を抹消するものとする。
- 3 管理者は、登録を抹消するものとして決定した場合には、資源集団回収団体登録抹消通知書(様式第13号)により通知するものとする。
- 4 登録を抹消されたものは、登録抹消の日から2年間、団体の登録を申請することができない。

(現況調査・指導)

第16条 管理者は、必要があると認めるときは、職員に資源集団回収実施場所へ立ち入るなどの方法により、現況調査、計量及び指導をさせることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、報償金の交付その他に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第12条の規定については、平成23年4月1日から適用する。  
(久喜宮代衛生組合資源集団回収事業報償金交付要綱の廃止)
- 2 久喜宮代衛生組合資源集団回収事業報償金交付要綱(平成2年6月1日訓令第2号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱中これに相当する規定があるときは当該相当規定によって行われたものとみなす。

様式第1号(第3条関係)

資源集団回収団体登録申請書(新規・継続)  
(登録期間 年 月 日 ~ 年 月 31日)

平成 年 月 日

久喜宮代衛生組合 管理者 あて

久喜宮代衛生組合資源集団回収事業報償金交付要綱第3条の規定に基づき、次のとおり申請します。

※登録番号	※登録日
団体名	フリガナ
代表者	住所 フリガナ 氏名 印 電話 ( )

\*担当者欄については、回収事業の中心になっている方が、代表者以外の場合に記入してください。

担当者	住所 フリガナ 氏名 電話 ( )	団体での役割(役職等)
書類の送付先・連絡先	衛生組合からの文書の送付先・連絡先は <input type="checkbox"/> 代表者を希望 <input type="checkbox"/> 担当者を希望 (どちらにもレがない場合は代表者あてとします。)	
組織内容	<input type="checkbox"/> PTA <input type="checkbox"/> 町内会・自治会 <input type="checkbox"/> 子供会 <input type="checkbox"/> 老人クラブ <input type="checkbox"/> 婦人会 <input type="checkbox"/> マンション管理組合 <input type="checkbox"/> その他( )	
実施場所		回収予定総量 kg/年
会員人数	人	実施(参加)世帯数 世帯
回収品目	<input type="checkbox"/> 紙類 <input type="checkbox"/> 古衣料 <input type="checkbox"/> その他( )	
回収日		
契約業者名		集積所数 箇所
振込先	金融機関名	
	フリガナ	
	口座名義人	
	口座番号	<input type="checkbox"/> 口座種別 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 賢蓄

\*「※」印欄は、記入しないでください。\*該当する□の中にレ印をつけてください。

\*全項目必ず記入してください。

\*実施(参加)世帯数の欄には、資源物を排出している世帯の全数を記載してください。(概数で可)

\*振込みは一般金融機関の口座とし、団体名の入っているものが必要になります。

\*通帳表紙部分のコピーを必ず裏面に添付してください。(口座の確認に必要になります。)

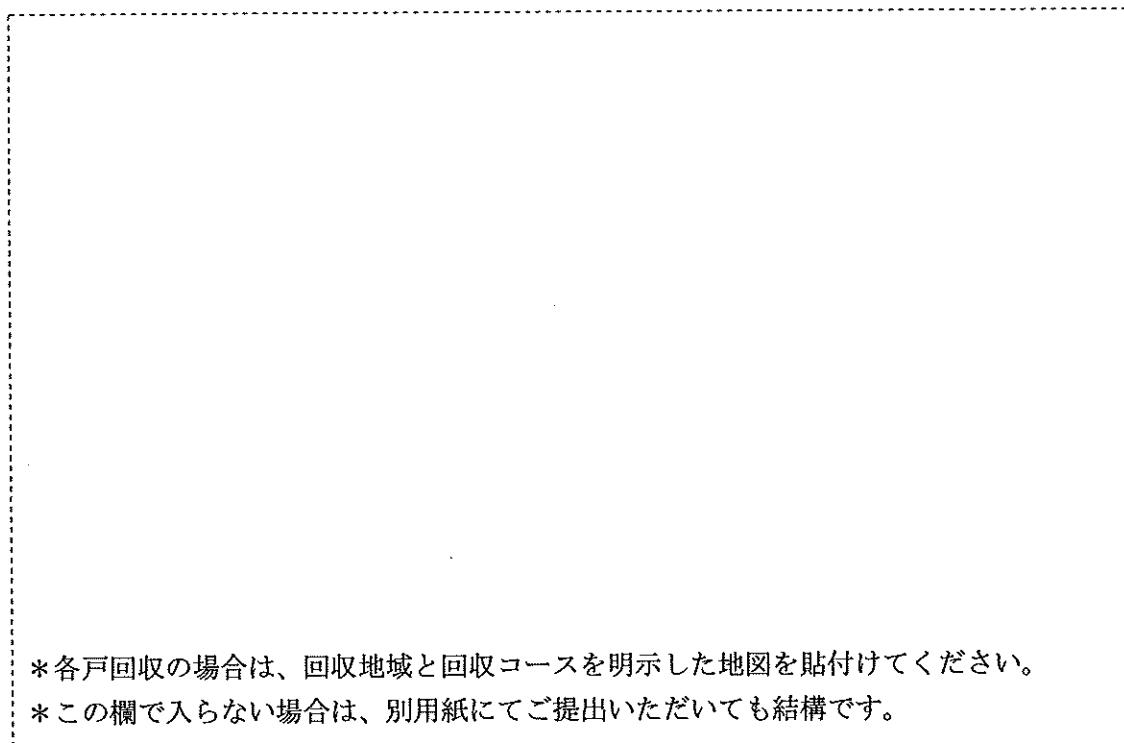
通帳表紙部分のコピー貼付欄



<振込先口座に関する注意事項>

- 個人名義、会社名義の口座は指定できません。
- 金融機関の統廃合(支店の統廃合と含む)についての確認をお願いします。
- ゆうちょ銀行(郵便局)口座を指定する場合は、「振込用口座番号」が確認できるページ(通帳の最初のページ)の写しを添付してください。

集積場所を明示した地図の貼付欄



\*各戸回収の場合は、回収地域と回収コースを明示した地図を貼付けてください。  
\*この欄で入らない場合は、別用紙にてご提出いただいても結構です。

※登録番号		団体名			
資源集団回収実施計画書					
本計画書の内容は、報償金交付に際して重要な情報ですので、必ず記入してください。					
1 貴団体が回収を呼びかけている地域(回収地域)の範囲を記入してください。 記入例:久喜市菖蒲町○○全域 宮代町○○学校区					
※集積場所を明示した地域の地図を添付してください。					
2 回収実施予定日と回収方法を記入してください。					
1期			3期		
月	予定日	回収方法	月	予定日	回収方法
4			10		
5			11		
6			12		
2期			4期		
月	予定日	回収方法	月	予定日	回収方法
7			1		
8			2		
9			3		
*衛生組合の資源物回収日には、資源集団回収は実施できません。					
*「回収方法」の欄には、以下の項目から番号を選択し記入してください。					
<p>① <u>拠点回収</u> 「登録団体が指定した集積場所に、回収地域の住民が直接資源物を持ち込み、回収対象品目ごとに整理し、回収する方法」</p> <p>② <u>登録団体による各戸回収</u> 「登録団体が回収地域の各戸から資源物を回収し、回収対象品目ごとに整理する方法」</p> <p>③ <u>登録業者による各戸回収</u> 次のアからウを要件として、登録業者が回収地域から各戸回収する方法            ア 登録団体による資源集団回収である旨の表示を回収車両の車体の前後部又は左右部の2方向以上に表示すること。            イ チラシ又は回覧で各戸回収の実施及び担当業者名を回収地域に周知すること。            ウ 登録団体は、各戸回収開始時と回収終了時に立ち会い、実施内容を確認すること。</p> <p>④ その他( ) *具体的にご記入ください。</p>					
3 下記の項目について、該当する番号に○を付けてください。					
<p>◆集積場所 1 専用の集積場所 2 一部のごみ集積所 3 全部のごみ集積所</p> <p>◆雨天時の対応 1 翌日に順延 2 翌週に順延 3 雨天中止 4 雨天決行            5 小雨決行 6 その他( )</p> <p>◆常時持ち込み可能な保管庫 1 なし 2 あり⇒開放時間( )</p>					
4 回収日の周知方法(該当する番号・記号に○を付けてください。)					
1 回収場所に看板等を(ア 当日だけ置く・イ 設置済み)。 2 地域回覧で知らせる。 3 チラシの配布で知らせる。 4 その他( ) *具体的にご記入ください。					
*「※」印欄は、記入しないでください。					

様式第3号(第4条関係)

資源集団回収団体登録変更届  
(登録期間 年 月 日 ~ 年 月 31日)

平成 年 月 日

久喜宮代衛生組合 管理者 あて

久喜宮代衛生組合資源集団回収事業報償金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり変更を届出します。

※登録番号		※登録日	
団体名	フリガナ		
代表者	住所		
	フリガナ		
	氏名	印	
電話	( )		

\*担当者欄については、回収事業の中心になっている方が、代表者以外の場合に記入してください。

担当者	住所		
	フリガナ		団体での役割(役職等)
	氏名		
電話	( )		
書類の送付先・連絡先	衛生組合からの文書の送付先・連絡先は <input type="checkbox"/> 代表者を希望 <input type="checkbox"/> 担当者を希望 (どちらにもレがない場合は代表者あてとします。)		
組織内容	<input type="checkbox"/> PTA <input type="checkbox"/> 町内会・自治会 <input type="checkbox"/> 子供会 <input type="checkbox"/> 老人クラブ <input type="checkbox"/> 婦人会 <input type="checkbox"/> マンション管理組合 <input type="checkbox"/> その他( )		
実施場所			
会員人数	人	実施(参加) 世帯数	世帯
回収品目	<input type="checkbox"/> 紙類 <input type="checkbox"/> 古衣料 <input type="checkbox"/> その他( )		
回収日			
回収業者名			箇所
振込先	金融機関名		
	フリガナ		
	口座名義人		
口座番号	口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 賢蓄	

\*「※」印欄は、記入しないでください。\*該当する□の中にレ印をつけてください。

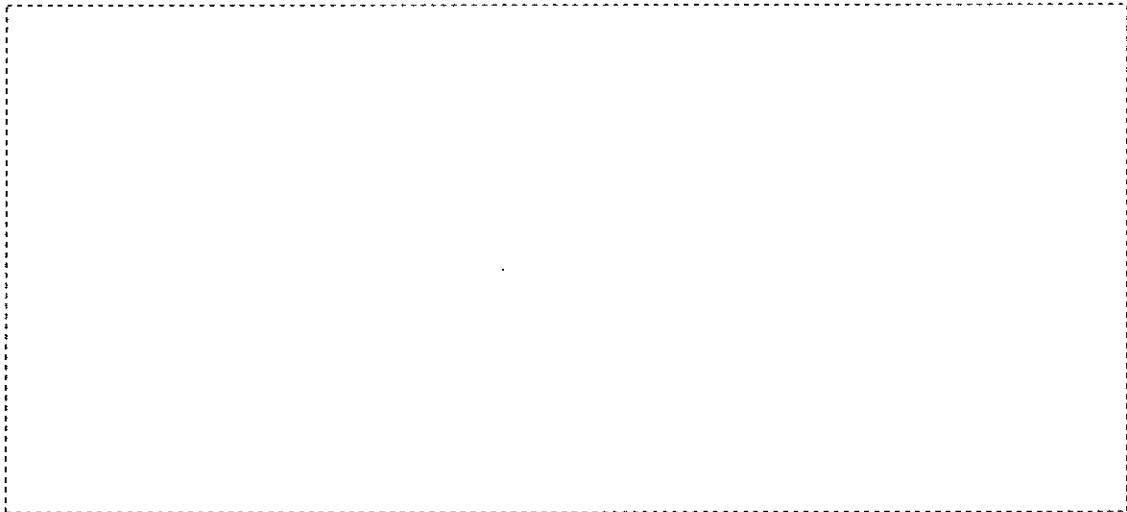
\*変更部分のみ記入してください。

\*実施(参加)世帯数の欄には、資源物を排出している世帯の全数を記載してください。(概数で可)

\*振込みは一般金融機関の口座とし、団体名の入っているものが必要になります。

\*通帳表紙部分のコピーを必ず裏面に添付してください。(口座の確認に必要になります。)

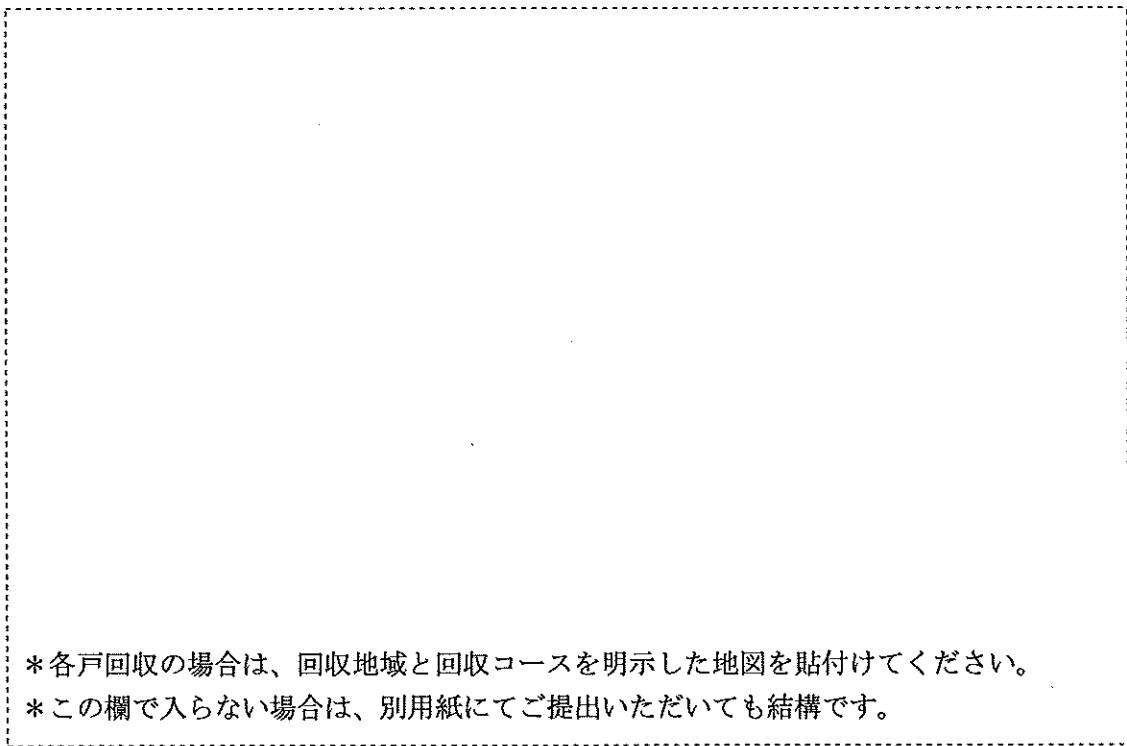
通帳表紙部分のコピー貼付欄



<振込先口座に関する注意事項>

- 個人名義、会社名義の口座は指定できません。
- 金融機関の統廃合(支店の統廃合と含む)についての確認をお願いします。
- ゆうちょ銀行(郵便局)口座を指定する場合は、「振込用口座番号」が確認できるページ(通帳の最初のページ)の写しを添付してください。

集積場所を明示した地図の貼付欄



\*各戸回収の場合は、回収地域と回収コースを明示した地図を貼付けてください。

\*この欄で入らない場合は、別用紙にてご提出いただいても結構です。

資源集団回収団体登録廃止届

平成 年 月 日

久喜宮代衛生組合 管理者 あて

次の理由により資源集団回収事業を廃止しましたので、久喜宮代衛生組合資源集団回収事業報償金交付要綱第4条に基づき届出します。

※登録番号		※廃止日
団体名	フリガナ	
代表者	住所	
	フリガナ	
	氏名	印
電話 ( )		
廃止日		
廃止の理由		

\*「※」印欄は、記入しないでください。

資源集団回収事業報償金交付申請書  
(※登録期間 年 月 日～ 年5月31日)

平成 年 月 日

久喜宮代衛生組合 管理者 あて

久喜宮代衛生組合資源集団回収事業報償金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり申請します。

※登録番号		※登録日	
団体名	フリガナ		
代表者	住所		
	フリガナ		
	氏名	印	
電話	( )		

\*「※」印欄は、記入しないでください。

(回収実績)

回 収 品 目		数 量	売買金額
紙類	新聞	kg	円
	雑誌・ざつがみ	kg	円
	段ボール	kg	円
	飲料用紙パック	kg	円
古衣料	古着類	kg	円
合 計		kg	円

※処理欄	実施回数	回収量	報償金	備考
	回	kg	円	

\*「※処理欄」は記入しないでください。

\*この申請書には、資源集団回収実施明細書(様式第10号)及び登録業者等が発行する計量証明書等、回収量を確認できる書類の原本を添付してください。

## 資源集団回収実施明細書

登録団体名	
登録業者名	

年 月分		回 収 場 所						
実 施 日 月・日	紙 類				古衣料 古着類	合 計	登録団体確認者	
	新 開	雑誌・ざ つがみ	段ボール	飲 料 用 紙パック			氏 名	印
小計							<単位> kg	
合計 (kg)	kg	kg	kg	kg	kg	kg		

※ 回収量の記入に当たっては、計量証明書又は立会い計量した数字を基に、回収場所、実施日、品目ごとに回収量をkg単位(単位は整数表示とする。)で記入すること。

※ 登録団体確認者の欄は、登録業者又は問屋業への引渡し及び計量の確認者が署名、押印をしてください。

※ 記入欄等が不足した場合、必要に応じて用紙を追加してください。